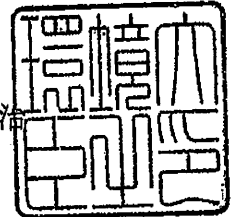


諮 問 第 4 7 0 号
環水大発第 1710231 号
平成 29 年 10 月 23 日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環 境 大 臣
中 川 雅 浩



底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、
「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59
号）別表 2（生活環境の保全に関する環境基準）の 1 の（2）のエ及び同表の
2 のエに係る類型を当てはめる水域の指定について、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準について
は、平成 28 年 3 月 30 日付けで、底層溶存酸素量を新たに追加して設定したと
ころである。

生活環境の保全に関する環境基準については、公共用水域の利用目的、水生
生物の生息状況又は水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じて水域類型
が設けられており、水域類型の各公共用水域への当てはめは、政令で定める水
域については政府が行うこととされている。

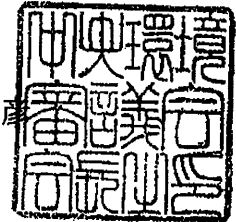
このため、底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定について、貴審
議会の意見を求めるものである。



中環審第 1001 号
平成 29 年 10 月 23 日

中央環境審議会水環境部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定について（付議）

平成 29 年 10 月 23 日付け諮問第 470 号をもって、環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、水環境部会に付議する。